

『萬曆邸鈔』と『萬曆疏鈔』

小野和子

一

明の萬曆時代史、とくに東林黨の問題を研究する上で『萬曆邸鈔』と『萬曆疏鈔』はきわめて重要な文獻である。だが從來これら二つの文獻はほとんど利用されてこなかった。前者は編纂者すらも不明で資料としての性格が曖昧なためであり、後者はのちに述べるような事情で刻本の流布がきわめて稀であったためであろう。そこで本稿は、兩書の編纂者と編纂の背景について述べるとともにあわせて若干の問題點にも言及して兩書の資料としての性格を明確にしようとするものである。

『萬曆邸鈔』については夙に謝國楨が『晚明史籍考』四に次のごとくに紹介している。

『萬曆邸鈔』三十二冊 吳興嘉業堂劉氏藏明鈔本 國立北平圖書館藏傳鈔本十八冊

撰人の名氏を知らず。萬曆元年より十一年に至る。又た二十年より二十一年に至る。又た三十三年より三十五年に至る。又た四十四年より四十五年に至る。毎年數條を酌鈔す。朱筆は俱に明人の點勘なり。全て録するには非ざるなり。

謝氏の見たのは恐らく不完全な國立北平圖書館本ではなかつたかと思われるが、より完全な劉氏嘉業堂本の方が、一九六八年十二月、臺灣の正中書局から影印本として出版された。⁽¹⁾ 原本は、現在臺灣の中央圖書館に所藏されている。全三冊、總二四一ページに及ぶ大部なものである。本書は萬曆元年正月から同四十五年六月まで（但し一部の年度を缺く）、

重要な記事と関連する邸鈔（官報の一種）を抄録し且つ若干の整理とを加えて、萬曆時代をほぼ覆う編年體の歴史として『明實錄』と相補うきわめて重要な資料である。表紙・目錄・序文等は一切なく、第一葉に吳興劉氏嘉業堂藏書印と畢沅審定の印がある。畢沅はいうまでもなく清朝の學者であつて、本書の隨處にみられる眉批は畢沅の手になるものであるかも知れない。⁽²⁾ この書物には昌彼得の手になる鈔録がある。これによれば、『萬曆邸鈔』は民國の初、劉氏の嘉業堂に歸したが、日中戦争の時に流出し、中央圖書館がこれを購入したという。

昌彼得はこの鈔録のなかで、この書物の編纂者について若干の検討を行なつたが、結局編纂者を確定することができなかった。そして以下の如き推定を行なっている。『明史』卷二二一顧憲成傳に次の如き記載がある。

淮撫李三才の論ぜらるるや、憲成は書を葉向高、孫丕揚に貽り、爲に譽を延む。御史吳亮、之を邸鈔中に刻す。

この吳亮には『萬曆疏鈔』という編纂書があり、これは刻本が若干流布しているが、この書物には、前記顧憲成の葉向高・孫丕揚あて書簡は収録されていない。とすると吳亮には『萬曆疏鈔』の他に『萬曆邸鈔』なる一書が別に存在した可能性がある。そこで昌氏は『明史』卷二二九吳中行傳附吳亮傳に言及し、彼が東林黨人と極めて密接な關係にあつたとするならば、『萬曆邸鈔』の編纂者である可能性は極めて大きいとした。この書物の記載する最終年度である萬曆四十五年、吳亮はなお生存しているのであつて、その點からも吳亮説は可能である。以後の検討に待ちたい。これが昌彼得の編纂者についての推定の結論である。

だが、のちに述べるように彼が引用する所の顧憲成傳の邸鈔は普通名詞のそれであつて、『萬曆邸鈔』をさしているのではない。私の結論から先に言うならば、この書物は吳亮ではなく錢一本の手に成るものである。

私がこの書物が錢一本のものだと知つたのは許獻等『東林書院志』卷二〇著述の錢啓新先生著のなかに『邸抄』という書名のあることを知つてであつた。だがその時すぐに檢索した中央圖書館編『明人傳記資料索引』の錢一本の項には一五三九〜一六一〇という生卒年が誌されている。一六一〇年は萬曆三十八年に當る。とすれば萬曆三十八年に死歿した人物

が萬曆四十五年までの記録を残すことはあり得ない。むろん誰かの手によって續修されたと考えれば別であるが——。

その後、私は黄宗羲『明儒學案』卷五十九東林學案が錢一本の傳のなかで彼の著作にふれて

先生、易學に深し。著わす所、『像象管見』『象鈔』『續鈔』……時政を録して『邱鈔』と名づく。語録は『龍記』と名づく。

と述べた箇所があつて、錢一本に『邱鈔』なる著作があることを再確認したのであるが、それと同時に黄宗羲は、彼の死歿前後の事情にふれて次のように述べていることをあらためて知つた。

先生の將に歿せんとするや、豫じめ窳穿を營む。地を掘りて錢を得たり。兆、庚戌に在り。詩を賦して曰く、「庚戌は、年遙かにして月逢い易し。今年の九月、便わち相衝たる」と。又曰く、「月朔、初めて逢う、庚戌の令、夬行して再た次且よぶむざるべし」と。且つ期の如く逝く。蓋し丁巳九月は月建庚戌なり。

つまり、生前、墓地を準備した時に、土中から錢を得た。錢は彼の姓であつて、それは、彼自身が土中に埋葬されることを意味する。彼はその錢によつて庚戌という干支を豫知したのだが、庚戌という年はあまりに遠すぎる。なぜならこの七年前、萬曆三十八年が庚戌であつて、次の庚戌を待つならば五十三年も先のことである。その年まで生きのびることはあり得ないであろう。ところが月建(3)でいうならば、今年の九月が庚戌であつて自分は九月に死ぬであろう。また朔日に庚戌の月に會つたわけだが、まよわず行こうというのである。そして豫言の如くこの年九月に逝つたのだが、この九月というのは丁巳九月であつたことを黄宗羲は明確に誌しているのである。

さてこの丁巳は、萬曆四十五年に當る。錢一本が萬曆四十五年九月に死歿したとするならば、同年六月を以て終る『萬曆邸鈔』が彼の手に成つたと考えることは、きわめて合理的である。さきの『明人傳記資料索引』が、卒年を一六一〇年（萬曆三十八年庚戌）としたのは、この庚戌の月を庚戌の年としたことからする誤りであり、さらにその年から生年を逆算したために生年をも誤つたのであつた。

この黄宗羲が據つたのは吳亮「侍御錢啓新先生狀」であつたと思われる。つまり、さきに昌彼得が、吳亮の手に成つた

かと推定した、その吳亮が奇しくも錢一本の行狀を誌しているのである。行狀は吳亮の文集『止園集』(4)卷十九に收められる。

行狀は次の如くに述べている。

先生、身を田間（田舎）に隠して而も國に報ずるを忘れざること、杜衍（北宋の人）の家居して朝廷の某事を行なうを聞けば憂い、某人を用うるを（聞けば）喜ぶ者の如し。邸報に接する毎に其の時政に關わりある者を手録するもて以て常と爲せり。是に於て『邸抄』あり。

吳亮の卒年についていう所は、『明儒學案』に比べていっそう詳しい。

歲丙辰（萬曆四十四年）、先生、遽かに宅兆を營まんと欲し、地を下して西灣山を得たり。伯子（錢春）は、先生、素と（素）、強（強）なれば宜しく凶事を預じめすべからずと以えば則ち笑いて答えざりき。丁巳二月、遂に家事を敕斷して山に入り壙を築きて歸隴と曰う。傍らに屋數楹を構えて寄窩と曰う。生きては寄し死しては歸するの義に取る。甫め土を啓くや、一巨錢を得。紹熙元質と曰い、背に又た元の字有り。先生、恍然として曰く、紹熙は宋の光宗の年號、元年は庚戌なり。此れ吾れ行くの兆なり。年、待つべからず、其れ月ならん乎と。是年九月、適（ま）ま、（月）建、庚戌なり。先生、乃ち詩を賦す。「庚戌は、年遙かにして、月逢い易し、今年の九月、便ち相衝たる」の句あり。而して又た、兆を營むを治むる者を趣（お）して曰く、吾れ、若（な）と約して必らず八月杪（す）に工を訖（お）えんと。即ちわち避暑中なるも、躬自から程督して休まず。九月朔に至りて復た詩を賦し、「月朔、初めて逢う、庚戌の令、夙（た）行して再た次且（た）わざるべし」の句あり……兩指を信（し）し賦箋（し）に示して曰く、吾れ月の圓なるを須（た）ち乃ち行を成さん。尙、兩日あるを須（た）ち汝の扶持（た）を煩わすのみと。果して十六日早に趣（お）して湯沐洮頰の水を具え、衣冠を肅（た）すこと、平時の如し。復た安らかに寢ぬ。午に至り、忽ち起坐す。伯子、身を以て之を承く。目、遂に瞑し、言、私に及ばず。亦た諸々苦を怖るるの狀無し。……先生、嘉靖丙午八月十三日に生まれ、萬曆丁巳九月十六日に卒す。享年七十有二。

のちに述べるように、吳亮は錢と同じ江蘇武進の人。しかもその姻戚に當り、東林黨人と深い交わりを持っていた。彼の手になるこの記録は十分に信ずるに足るものであろう。『明人傳記資料索引』の錢一本の生卒は、したがって一五四六〜

一六一七と改めらるべきものである。

さて、『萬曆邸鈔』が、錢一本の手に成るものであることを證明するために彼の生卒だけを先に取り上げることになったが、この書物の資料的性格をあきらかにするために、彼の政治的な立場にも觸れておく必要がある。吳亮「行狀」を主たる資料としつつ、彼の傳記について簡単に述べよう。

錢一本は、字は國瑞、號は啓新、寄窩浦客。武進の人である。萬曆十一年の進士。すでに張居正は亡い。最初に知縣として赴任したのは江西廬陵、かつて龍場の地からかえった王陽明が知縣となった土地であった。彼はここに王文成祠を建て、鄒守益以下十二人を合祀するとともに生員たちを集めて學者を招聘し講學を行なわせた。のち御史となるが、彼の名を高からしめたのは、「敬陳論相大義以正朝綱疏」と「國本已定復以悟聖心疏」の二つの上奏である。いずれも萬曆十九年九月に上奏されたもので、『萬曆疏鈔』卷三政本類および同卷四國本類に全文が收められている。この上奏のうち後者は鄭貴妃を愛するあまり、皇長子を太子に立てることを延期しようとして、批判を封じようとする神宗を言葉はげしく非難したものであり、前者はその神宗の意を迎えて事態を解決できない首輔申時行の優柔不斷をなじたものである。翌二十年、李獻可が皇長子に對する太子としての豫備教育を請うて削籍の處分を受けたが、これに對して當局に非難が集中した。錢一本も李獻可支持を上奏したが、同様の上奏をした孟養浩が錢一本に依據しつつ君主を誣いたものとして廷杖の處分を受けた時に、錢一本自身も同時に削籍された。つまり國本論をめぐる朝廷・内閣と對決するなかで彼は政界を追放されたのであって、このような事情は顧憲成ら他の東林黨人のばあいとはば軌を一にする。いご錢一本は郷里武進にあって再び出でて仕えることはなかった。

武進には曾って常州知府施觀民の建てた龍城書院があった。この書院は講學を好まぬ張居正の書院彈壓によって閉鎖されたままになっていた。じつは萬曆七年正月、張居正の書院彈壓はそもそもこの施觀民が書院設立の爲に「民財を科斂し」たことを口實にして開始されたものである。⁽⁷⁾それは張居正に媚び諂うものの告發によるものであったらしい。

萬曆三十一年、常州に赴任した知府歐陽東鳳は、東林書院とも深い関係をもつ人物であるが、彼はここにかつての龍城書院をしのんで先賢祠を建てた。龍城書院の名は敢えて避けたという。⁽⁸⁾ここに土地の士紳たちが醸金して經正堂を建てたのであるが、錢一本はこの會堂に於ける講學を主宰するとともに、翌三十二年、無錫に復興された東林書院、宜興の史孟麟の主宰する明道書院とも相呼應し、相互に交流しあつた。顧憲成、高攀龍もしばしば經正堂において講學するとともに錢一本もまた東林書院において講學したのである。この間の事情を吳亮は次のように傳えている。

郡中の士大夫……傍らに經正堂を構えて講習剛切の所と爲し先生を推して之を主どらしめたり。梁溪（無錫）にも亦た東林書院を修復して顧公涇陽（憲成）之を主どり、荆溪（宜興）には明道書院を修建して史公玉池（孟麟）之を主どる。梁溪の諸公、或いは經正に來り會し、先生も亦た或いは往きて東林に會し、或いは往きて荆溪に會す。是に於て四方風を聞く者、日ごとに加々廣く、來り學ぶ者も日ごとに益々衆し。廣くして且つ衆ければ得失を生ずること無くんばあらず。得失あれば是非を生ずること無くんばあらず……。

このような無錫の東林書院を中心とする在野の人びとの結集が、「遙かに時政を執る」といわれたような東林黨の政治力として發揮されるのであるが、このことが反對派の反撥を招き、萬曆三十年代後半になって激しい黨争が行なわれたことはかつて私が論じた通りである。⁽¹⁰⁾東林に對する嚴しい指彈のなかで錢一本はいささかも動じなかつた。吳亮は、

是しとせられざるも悶ゆる無く、知られざるも悔いず。正に我輩、力を得るの處、亦た吾輩、益を受くるの處なり。豈に是れを以て退心を生ぜんや、と曰いて往來講習して輟めざること故の如し。

と傳えている。黃宗羲が彼を東林學案に列したのはこのような彼の東林書院との強固な結びつきのゆえであつて、反對派のブラックリストである「東林黨人榜」や「東林點將錄」がむしろ政治的な腑分けを行なつて東林派的政治傾向の者を網羅的にリスト・アップしたのとは全く趣きを異にする。

彼には、子に錢春⁽¹¹⁾があつた。字は若木。萬曆三十二年の進士である。知縣を経て御史になつたが、徐兆魁が准撫李三才を攻撃したときには、三たび立つて上奏しこれに反論を加えた。さきに論じたように李三才問題は、三十年後半における

東林派と反東林派の對立のもっとも重大な政治的焦點であつた。ついで楚王の獄によつて繫がれた人びとの釋放を請い、亦た採權の害を述べて批判し、あるいはまた湖廣に福王の莊田をおくに反對して神宗の意にさからつた。錢春は人びとが評したようによく東林派である「父の志を繼いだ」のである。彼が地方に左遷された時、錢一本はこう述べた。

東林黨なる者は巢を覆えせば寧ぞ完卵あらんや。北地の敵たる者は、尾を履めば豈に人を啗むを免れんや。彼れ爲に爾を出す所の者はもと爾の入るを欲せざればなり。其の出づるや誰か對^かしん。且つ既^{すで}已に出づ。出でざるも又た將に出でざるを以て爾の辜^{とが}と爲さん。純臣と稱せられて官を擇ばんや。出づるも可なり。然らざれば永く我に衡門(あばらや)の下に従え。亦た樂しむに足る者あらん。

このち聞もなく彼は父錢一本の死を迎えることになるのだが、父子ともども東林の側に立つての政治批判ゆえを以て、あるいは野に放たれ、あるいはまた左遷されたのであつた。彼ら父子は從容としてこれを受入れた。

このように錢一本は萬曆初年から萬曆四十五年までほぼ萬曆一代を覆う長きにわたつて前東林および東林と關係をもち、とくに三十年代には父子ともどもにそうであつた。とするならば、錢一本の『萬曆邸鈔』は東林派の側からみた萬曆一代の歴史といつてよいであらう。昌彼得が「全書の大旨を通觀するに實に東林の爲に張目せるなり」と指摘していることも肯なわれるのである。

だが『萬曆邸鈔』の編者が錢一本であるとするについて一つの大きな難點がある。それは顧憲成の卒年が、萬曆三十一年におかれてゐることである。すでに述べてきたように錢一本が東林書院とかくも深い關係に於いて結ばれていたとしたならば、その彼が顧憲成の卒年を十年も誤まるなどということはあり得ないことだからである。そのように考へて、この記事の前後を見るならば、これがあきらかに亂丁によるものであることに氣がつく。前後の記事は、萬曆四十年におこつた事實を記載しているからである。結論的にいうならば、萬曆二十八年から同三十二年までの約一〇〇ページは以下の如くに改められるべきである(正中書局版)。

萬曆二十八年

一一九三〜一二二二ページ↓四十年閏十一月

萬曆二十九年 一二一三～一二三二ページ↓四十年十二月

萬曆三十年 一二三三～一二三八ページ↓同年二月

(三月) 一二三八～一二四二ページ↓同年三月

一二四三～一二六〇ページ↓同年四月

萬曆三十一年 一二六一～一二七七ページ↓同年五月

萬曆三十二年 (三月) 一二七九～一二八三ページ↓同年六月

(七月) 一二八五～一二九二ページ↓同年七月

(八月) 一二九三～一二九九ページ↓同年八月

おそらく原書の萬曆二十八年から三十二年までの記事がすでに散佚していた上、全體がかなり亂れた状態にあったが爲に、誤まって萬曆四十年の部分ここに挿入してしまったのであろう。このような誤まりがいつの時代に起ったのかはあきらかではないが、本書を利用するばあいにはこのような亂丁について十分注意する必要がある。

以上の如き考證を以て『萬曆邸鈔』の著者は錢一本であると斷定してよいと考える。

錢一本にはほかにさきにあげた『像象管見』『象鈔』『續鈔』『甞記』『遯世編』の著述があった。このうち後の二書は内閣文庫に所藏されている。

錢一本について述べたついでに今ひとつふれておくべきことがある。錢春の曾孫に當る錢人麟⁽¹³⁾が清朝になって編纂した『東林別乘』である。『東林別乘』は「東林朋黨錄」「東林同志錄」「東林籍貫」「東林點將錄」「盜柄東林夥」「東林黨人榜」「夥環封疆錄」など主として反對派の作成したブラックリストとそれに附した彼の跋文をまとめたものである。東林黨の範圍をどのように劃定するかについては検討すべき多くの問題があるが、政治史研究のばあい反對派が指彈する所を以てすることも一つの有效な方法であらう。だがこのリストは諸本によってかなりの異同があ

る。後世、反対派の指弾を蒙ったことがかえって名譽なことと意識され、流傳の過程で次々に書き換えられていったからである。彼は家藏のものをはじめ、異本を求めてこれら諸本についての検討を加えた。この『東林別乘』の稿本は澄海の高氏玉筍山樓に所藏されていたが、一九五八年六月、廣東の中山圖書館がこの鈔本によって油印した。おそらく極く少部敷しか油印されなかつたのであろうが、日本には全く入っていない。私はたまたま中國社會科學院歷史研究所の所藏本を見る機會を得たのであるが、東林黨研究にとっては基礎資料となるべきものである。

この『東林別乘』に據りつつ「東林黨人榜」「東林點將錄」についての實證研究を行なったのが朱倭女士である。これらの論考は彼女の手に成るその他の東林黨、文社に関する論考と併せて『明季社黨研究』(一九四五年八月 商務印書館)におさめられた。あたかも敗戦の年、その月の發行であつてこの書物も亦た日本では見る機會を得ない。同女士は國學者で北京大學教授であつた朱希祖氏の女に當り、家藏の豊富な資料を運用しつゝ、五百餘人の東林黨人についての碑傳文を集めた大部の『東林碑傳集』の原稿をほとんど完成されていた⁽¹⁶⁾という。同女士および原稿の消息は詳らかではないが、もしこの原稿がのこされているならば、出版を願うこと切なるものがある。

二

つぎに吳亮『萬曆疏鈔』について述べよう。この書物は五十卷、四十冊、萬曆時代の奏疏を問題別に分類し、全文を収録したものである。各卷のテーマは以下の如くである(數字は卷數を示す)。

- | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 聖治 | (2) 聖德 | (3) 國本 | (4) 政本 | (5) 綱常 | (6) 國是 | (7) 臣道 | (8) 民瘼 | (9) 史職 | (10) 言路 | (11) 省規 | (12) 臺憲 | (13) 時務 |
| (14) 褒忠 | (15) 援直 | (16) 起廢 | (17) 懲貪 | (18) 發奸 | (19) 糾邪 | (20) 闡宦 | (21) 銓政 | (22) 察典 | (23) 用人 | (24) 飭吏 | (25) 財計 | (26) 糧儲 |
| (27) 錢鹽 | (28) 屯馬 | (29) 礦稅 | (30) 朝講 | (31) 陵廟 | (32) 宗藩 | (33) 修省 | (34) 制科 | (35) 崇儒 | (36) 諭典 | (37) 戎務 | (38) 邊防 | (39) 邊餉 |
| (40) 邊功 | (41) 遼建 | (42) 滇黔 | (43) 東倭 | (44) 噶播 | (45) 明刑 | (46) 弭盜 | (47) 河漕 | (48) 水利 | (49) 工商 | (50) 上書 | | |

『皇明奏疏類鈔』や『皇明疏抄』が萬曆初年の編纂であって、それ以後の奏疏はふくまないため、『萬曆疏鈔』は、この時期の奏疏をみるための重要な根本資料であるが、流布はきわめて少なかったらしく、謝國楨『晚明史籍考』にも顧憲成の序文に據って別名の『萬曆奏議』の名がみえるだけである。

清代には禁書に指定されていて、『清代禁燬書目・清代禁書知見録』（一九五七 商務印書館）の禁燬書目補遺に、

萬曆疏抄四本

査するに『萬曆疏抄』は編書人の名氏を著わさず。此本も亦た殘缺、完たからず。僅かに九卷を存するのみ。内四十一卷中、狂悖の詞多し。應に銷燬を請うべし。

の注記がある。四十一巻は對滿洲問題に關する奏疏を集めた「遼建」であって、あらわな民族的蔑視をふくむこれらの奏疏が、禁止の對象となつたことは當然のことであろう。そればかりではない。この書物にはかつて李三才について述べた如き痛烈な君主批判と政治批判とを含んでいるのであって、清朝にとっては全體として好ましくからぬ書物と考えられたと思われる。わずかに四本しか上進されなかつたのは或いはこのような危惧がいだかれたためであろう。なお前記『清代禁書知見録』には、明金壇于孔兼編としてその名がみえる。幸いなことに我が國では尊經閣文庫にこの完本が保存されている。⁽¹⁾

さてこの書物には、最初に、錢一本、顧憲成、吳亮の序文がある。夫々萬曆己酉（三十七）年冬十月、同冬十一月、同冬十二月の日附がある。したがって萬曆三十七年ごろには編纂を終つたことはあきらからであるが、實際にはその後も補訂が行なわれたようで、ごくわずかではあるが、萬曆四十二年までの奏疏を収録している。

選刻の姓氏として掲げるのは次表の八名である。姓名の下に誌す○印は、黃宗羲『明儒學案』の東林學案、陳鼎『東林列傳』に傳を立てるもの及び「東林黨人榜」に名を誌すものである。

このうち高攀龍の下に論次の文字があり、吳亮の下に參校の文字がある。これら八人はいずれも東林の中核的な位置に

姓名	籍貫	明儒學案	東林列傳	東林黨人榜
于孔叡	金壇	○	○	○
錢一本	武進	○	○	○
顧憲成	無錫	○	○	○
薛敷教	武進	○	○	○
史孟麟	宜興	○	○	○
高攀龍	無錫	○	○	○
陳于廷	宜興	○	○	○
吳亮	武進			○

また提供されるということがあったかも知れない。しかしこれらの奏疏を實際に集めたのは、必ずしもこれらの傳やリストに名を連らねなかつた吳亮であつた。顧憲成の序文は、

予の友采于吳子……巡方の暇に三十年の奏議若干牘を蒐輯し若干卷に分ち、凡そ先後留中せられしものと當路の世に行なうを欲せざる者とを悉く剗削に附せるなり。予、讀みて感ずる有り。

と述べている。巡方の暇というのは彼が御史として宣府大同を巡按したためである。選刻姓氏の最後尾に數段おとして萬全都司儒學教授李廷光、訓導劉好謙對同という文字のあるのも、彼が宣大を巡按したことと關係があろう。またこの書物に序文としては附せられていないが、東林黨の丁元薦にも「刻奏議序」があり、『尊拙堂文集』卷三に収録されている。吳亮以外の人物がどの程度この書物の編纂に實際に關與したかはあきらかでないにしても東林の中核的メムバーたちのあつた支持のなかでこの『萬曆疏鈔』が刊行せられたことは、否定できない事實である。序文によってこの書物の編纂の意圖をみよう。顧憲成の序文はいう。

國家の患は壘より大なるはなし。壘なる者は上下各々判るるの象なり。是故に大臣は祿を持して敢えて言わず小臣は罪を畏れて敢え

いたメムバーで、この時期、東林書院を中心として相互に密接な交流があつた。黃宗羲の東林學案は東林書院を中心としたスクールとしての東林學派をあつかひ、わずかに十六人(目十七人)を掲げるのみであるが、このうちの五人がこの編纂に關與しているのである。東林黨人として政治的な範圍を設定した『東林列傳』や「東林黨人榜」にもほとんどが名を連らねる。それと同時にさきの『萬曆邸鈔』の編者錢一本が序文を書き且つ編纂に従事していることも注目してよいであらう。あるいは彼自身も邸鈔などの資料を提供し、

て言わざれば則ち壘、下に在り。幸いにして敢えて言わざる者、肯えて言う。敢えて言わざる者肯えて言うも究に乃ち格げられ
て報せられざれば、壘、上に在り。壘、下に在れば則ち上、孤し、上に在れば、下、孤す。之の二者、皆、大亂の道なり。

すなわち、上(君主)、下(臣下)の、いずれの側からであるにもせよ、言論のパイプの塞がることはきわめて憂慮すべき事態であることを言うのである。不幸にしてこのような事態は近來しばしば起った。

遼に、丁丑綱常の諸疏、政府、史館に宣付するを欲せず遂に怒りを執簡の諸君に遷す。嗣いで愈々出でて愈々巧みなり。奉ね留
中に假りて以て其の跡を浪し、言う者をして他事を以て罪を獲しむ。遼年に至りて且つ邸報を并せて之を禁す。……乃るに壬午一變
して公道屈して忽ち伸ぶ。戊申再變して公論變して忽ち暢ぶ……。

丁丑(五年)綱常の疏とは張居正奪情を批判したものの。これは張居正が史館に送つて公然化することを欲しなかつた。壬午
(十年)張居正の死によつて事態は變つたものの、立太子問題をめぐつての神宗及び内閣に對する批判はしばしば留中さ
れてうやむやのうちに葬られ、批判した者は別の罪によつて政界から追放された。鑛税をめぐつての奏疏は全く高閣に束
ねたままである。近來、邸報すらも禁止されて言論は發表すべき場所を失なつた。だが、沈一貫が去り王錫爵の出馬が阻
止されたことによつて葉向高内閣が成立し戊申(三十六年)、事態は再び變つた。言論弾壓の罪は、張居正と沈一貫に於い
てもっとも大きい、というのが、顧憲成の考えである。

吳亮の序文は、この萬曆三十數年に於ける言論の彈壓を三つの時期に分けて考察している。第一期は張居正執政の時期
である。この十年、「言路の塞は、塞、驕倨にして專恣なるに在」つた。

執政、名實を綜核し、下を繩すること濕薪を束ねるが如し。家、國に綱び、權、主を震わす。其の知、深くして勇沈く、偵矚する者
は要領を得ず。聲に吠え影を射、蔓衍株連す。其の詆詆たる言貌、人を千里の外に距つ。其の慘澹少恩を極むること、此れ一變なり。

第二期は申時行・王錫爵の執政の時期である。この時期、「言路の塞は、塞、泄沓にして蠹靡」、草のなびくが如く、汲汲
として神宗の意に従つたことにあつた。

上、益々國事に明習し人に太阿の柄を倒授するを欲せずして、執政、一介だも取らず三公もてするも易えざるの節の以て衆望を厭かしめる無し。又前車に驢乘するに懲りて都愈きんげすること多く呼喚けんすること少し。……此れ一變なり。

第三期は、沈一貫執政の時期である。この時期、「言路の塞は、塞、眠姪むいにして巧匠ていにあ」った。眠姪はあなどること、『列子』力命にでる言葉である。彼らは言路をあなどって開通せず、すこぶる巧妙に立ちまわった。

上、久しく郊廟、朝講を廢し、大小の臣を厭薄して即ちには除せず。諸署、鞠して茂草を爲し、奏入るも答えざるること常に十の九、智を舞わし人を御する者、因りて以て利と爲す。……いつの日か横政横民、悖出悖入して怨み上に歸し下其の責を逃れん。此れ一變なり。

このように吳亮は、名こそ擧げないが、張居正以來の内閣を、言路に對する彈壓という點で全面的に批判した。以下の五十卷に分けられた各論はしたがって萬曆三十數年にわたる歴代内閣に對する批判の内容をなすものであるが、とりわけ言路を閉塞させてしまったことの責任追及が、大きな位置を占めている。

そもそも言路を開くというのは、廣義には一般の輿論あるいはそれを代辯するものとしての官僚の輿論の尊重をさす。狹義には言官すなわち科道官の政治批判を保障すべきことをさしている。科道官は天子の耳目の官であり、天子の詔旨をも封駁し、官僚を彈劾する重大なる権限をもつのであって、その政治に對する監察の権はあくまで尊重されねばならない。だが、この言路の監察機能は歴代内閣の彈壓ゆえに發揮せられることはなかった。このことが、萬曆の荒政といわれる所の政治の腐敗を招いたと彼らは考えるのだが、とりわけ彼らに危機感を抱かせたのが、顧憲成の序という所の邸報の禁止であった。かりにこのような言官の制度的な面での政治批判が許されなくなったとしても、邸報が流布するならば、彼らの言論を人びとに訴え、大衆的な輿論をまきおすことも可能である。これさえも禁止されたとなれば、言論の鼓吹は何によって行なえばよいのであろう。彼らの危機感はきわめて深刻であった。

この邸鈔の禁止はごく一時期だけのものであったと思われるが、これについては、『萬曆疏鈔』の卷八言路に収録せられた翁憲祥「時禁疑於防口人情愈加阨塞懇乞聖明亟通章疏以存清議疏」（萬曆三十五年十月）、呂邦耀「省言莫若通言章疏亟

宜批發以開言路疏」(萬曆三十五年十一月)、金士衡「言路宜通懇乞亟寬時禁以昭大公疏」(萬曆三十五年十一月)が、いずれもこれに言及し且つこれに抗議している。金士衡のそれを聞こう。

竊かに惟うに言なる者は國家の血脈にして、章疏の傳わるは固より血脈の藉りて以て流行する者なり。政理を善くする者は、疏通に務めて壅蔽に務めず。壅蔽日ごとに甚だしきに至れば、其害勝て言う可からざる者あり。この頃該科臣王元翰、軍國の秘密は抄傳して弱を示すに宜しからず等の事を疏陳す。已に旨を奉じたるに嚴禁して長く遵守をなさしむ。但査するに科臣の言う所は軍機の一事に止まり、而かも天語の諄切なるを恭釋せり。亦た惟うに軍國の重務は兢兢たるも、諸臣の一切の章奏に至りては、原と國家經常の事に係わる。天下は一家、臣民は一體なれば何の嫌、何の疑かありて亦た之を秘し耳目を塗り、猜疑を重うするや。臣、切かに以て過まてりと為す。

これによれば邸鈔の禁止のそもその發端となつたのは、王元翰の、軍國の秘密については抄傳して公然と議論されることは國防上の見地からして好ましくないとする上奏であつた。王元翰⁽¹⁹⁾はこの時工科給事中、鑛稅の害を嚴しく糾彈し、あるいはまた沈一貫のあとがまとなつた大學士李廷機を辭任の寸前にまで追いこんだ東林派の人物である。このため反東林派の攻撃を受けて職を離れ、のちに顧憲成らと學問を論じたことがある。この王元翰が奏疏の抄傳禁止をいつたとすればそれは金士衡も云うように軍國の秘密に限定してのものであつたことは疑いない。當局はそれを奏疏一般にまで擴大して言路を封じようとする意圖をあらわにしたのである。こうした事情が、東林書院の人びとに、このような内閣とその言路彈壓に對する抗議のいみをこめてこれらの奏疏を編集し、輿論をもち上げるべく、『萬曆疏鈔』の刊刻へと驅りたてたのであつた。なおこの邸鈔の禁止については『神宗實錄』には何ら記載はない。

さてこの書物の實質上の編纂者であつた吳亮について述べよう。

吳亮は、字は采于、武進の人。錢一本と郷里を同じくすることはすでに述べたが、錢との關係はそれのみには止まらない。錢一本の子錢春は、彼の親しい友人であり、彼の著作『毘陵人品記』は、武進の人物六百七十餘人についてもっぱら

錢春とともに論じたものであった。⁽²⁾しかも錢春の子應霧は、吳亮の弟錫于の女を繼室にしており、おなじく應都は吳亮の四女を娶り、また錢春の一女は吳亮の三男恭思に嫁いでいる。こうした幾重にも重なる婚姻關係が錢一本と吳亮を結びつけているのである。

さて吳亮の父、吳中行は萬曆初年、張居正奪情に抗議して廷杖の拷問を受けた。『明史』卷二二九吳中行傳はこの抗議の上奏を紹介してのち次のようにいう。

遂^ゆくて中行等四人を杖す。明日進士鄒元標、疏もて争い亦た廷杖さる。……中行等杖を受け畢るや、校尉、布を以て曳きて長安門を出づ。昇ぐに板扉を以てし即日都城を驅出す。中行、氣息已に絶つ。……一匕を投棄せられて乃わち蘇る。疾^やめるを興^やぎ南に歸る。腐肉數十瓣を剝去す。大なる者は掌に盈ち深きこと寸に至る。一肢、遂^ゆくて空し。

奪情を批判してのこのような父中行のいたましい體驗は、張居正に對する憎惡と、この張居正を糾彈したのちの東林派の人びとへの親近感を培かつたであろうことは想像にかたくない。⁽²⁾さて彼自身は萬曆二十九年の進士。中書から湖廣道御史にうつる。彼は李三才をめぐつての東林派と反東林派の對決のなかで明確に李三才と東林派を支持する立場に立つた。⁽²⁾そして顧憲成が李三才を支持して葉向高と孫丕揚に送つた書簡を邱鈔に刻したことはさきにひいた『明史』顧憲成傳にみえるのであるが、この邱鈔は『萬曆邸鈔』でも『萬曆疏鈔』でもなかつた。『顧端文公年譜』萬曆三十八年の條は次のようにいう。

吳侍御亮宣大を(巡)按し之を見て發抄せしめ印封して郵遞し遍ねく在京の各衙門に送る。東林は遂^ゆくて遙かに朝權を執るの目を受けぬ。

つまり、邱鈔の形でマスプリントし、⁽²⁾それを各衙門に郵送したのであろう。これに對して嗷嗷たる非難が起るのだが、吳亮はこれにこたえて「抱病聞言平心剖理疏」(『止園集』卷八)を奉つて辯明をおこなっている。

臣以えらく。淮撫李三才は攻辨、一ならず、議論、愈よ紛たるに、其の平日の直聲に據りて、質すに東林の清議を以てし、之が爲に昭晰

して忌諱を知らざりしは臣の罪なり。然而して三才の爲に辨ぜし者は臣一人に止まらず、與とするに足らざるなり。願憲成の三書、發抄せしは實に臣に由る。之が傳布を爲して更に忌諱に觸れしは臣の罪なり。然而して私書を以て發抄せし者は亦た願の三書に止まらず。恨むに足らざるなり。或いは、發抄は憲成の意に非らずと言ひ、或いは失、書を以て發抄せし人に在りと言ふ。罪、臣に在れば臣何ぞ敢えて文らんや。……臣の憲成を誤まつは惟だ書を以て發抄せしのみ。其の撥筆に上書せしは臣知らざるなり。豈に憲成自から誤まつや抑も亦た臣之を誤まつや。憲成は清修、道あり或いは未だ必ずしも誤またざらん。豈に上書、誤またざるに發抄始めて誤まつや。……之を總ぶるに群邪、謀を合し先に僞學を誣りしは、淮撫を攻むるの意少なくて東林を傾けるの意多し。臣竊かに其の微を窺ひ、直ちに其の眚を扼す。當頭の一喝、頂門の一鍼、固より其の臣を恨みて骨に入り、臣の把持を謂うは宜なり。……憲成の書は實に三才を信ずることの深きに由り、臣の疏は憲成を信ずることの深きに由る。……抑も又人、臣の宜しく東林に依附すべからざるを晒う者あり。臣は誠に東林の人なり。井蛙の見、東林あるを知るのみ。

こうしてみるならば、この李三才をめぐって東林派と反東林派の對立が激化しはじめた時期、吳亮が東林と願憲成の政治的立場を支持するものであつたことは明白であろう。それはまたあたかもこの書物の編纂された時期に當る。吳亮がこのような立場にあつてこの書物を編纂し、且つ東林書院の中核的メムバーたちがこの書物の編纂に關與していたとするならば、この奏疏の編纂がこの時期の東林の政治的立場を反映するものであつたことも當然であろう。本稿では、紙數の關係上、この内容には立入らないが、全體が朝廷と歴代内閣の政治責任を追及するものであつたことはさきにも述べたとおりである。冒頭の聖治、聖德、國本、政本、綱常が、君主および内閣に對する總括的批判なのだが、その量はじつに全體の六分の一を占める。また以下の各論においても具體的な諸問題、とくに言論彈壓を通じて君主および内閣に批判を加えたものが壓倒的に多く且つ戎務、邊防、邊餉、邊功、遼建、東倭、喧播など國防問題も相當の量を占めることにも注目してよいであろう。したがつて全編が、彼らの國政への強烈な意慾に貫かれていたのだが、これにひきかえ、地域社會の具體的な政治經濟問題の論議はむしろ、きわめて稀である。このことは奏疏という性格からする制約によるものでもあつて、彼らが地域社會への關心をもたなかつたことを意味するものではけつしてないが、それにしてもこの時期における彼らの

政治的關心のあり方を示すものとして興味深い。近年、郷紳論との關わりに於て、彼らが地域社會の利害に密接に關與していった點が強調せられているが、彼らは地域社會の利害と國家の政治とをどのように結びつけようとしていたのか。顧憲成、吳亮らの序文が示すように、この書物は全體として言路の開通ということを最大のテーマに編集されているのだが、この言路とは、地域と國家のあいだを通す言論のパイプであったのかどうか。これらの問題についてはこんごの東林黨研究のなかで検討してゆくつもりである。

さて、吳亮はこの書物を編纂してのち閉もなく母の病ゆえに辭任を願ったが、許されなかった。母の病もさることながら、先にのべたような反對派の嗷嗷たる攻撃のなかで任に留まることを潔よしとはしなかつたのであろう。辭任の許可が出ないうちに擅いままに官を去った。萬曆三十九年のことと思われる。⁽²⁴⁾ のち奪級の處分を受けた。以後、天啓二年、東林派の復活のなかで、南京禮部主事に起用され、ついで大理寺少卿にうつった。天啓四年（一六二四）、病歿。魏忠賢の勢力、未だ猖獗に至らざりしがゆえにその難を逃れることができたという。「東林黨人榜」や「東林點將錄」が、その名を掲げないのは、その爲であろうが、「點將錄」の缺を補った「東林同志錄」⁽²⁵⁾ にはその名がみえる。編著書には『萬曆疏鈔』のほか『毘陵人品記』『名世編』があり、文章は『止園集』に收められた。『毘陵人品記』は外曾祖父毛憲と顧憲成の志をついで郷里の人物についての論評を加えたものである。⁽²⁶⁾

以上、『萬曆邸鈔』と『萬曆疏鈔』の編者と編纂前後の事情について述べてきた。これによって、編年體を用いて邸鈔を編纂した『萬曆邸鈔』とテーマ別に奏疏を分類した『萬曆疏鈔』とがあたかも布のタテ糸とヨコ糸の如くに密接に關わりあっている事情が明らかになったであろう。紙數の關係上その具體的内容は別稿にゆずることにして、いまはただ兩書の編纂者と編纂の背景についてのみ述べるに止めておきたい。これらの書物を利用される方々の参考になれば幸いである。

註

(1) 『萬曆邸鈔』にはこの他、一九六八年、臺北學生出版社が同じく中央圖書館の鈔本を用いて影印したものがある。同内容のものではあるが、印刷や技術の面で正中書局本の方がはるかにすぐれる。昌彼得の鈔録はこれが中央圖書館のマイクロフィルムから無断で影印されたものである、として強く非難している。

(2) 昌彼得鈔録参照。

(3) 夏曆によれば、寅の月を以て正月とするため、戊は九月に當る。

(4) 内閣文庫藏本。

(5) 錢一本の傳記としては吳亮の行狀の他に以下の如きものがある。『明史』卷三三二錢一本傳。陳鼎『東林列傳』卷二一、錢一本傳。姚希孟「原任文林郎福建道監察御史啓新錢公墓表」『棘門集』卷二。以下の記述はこれらを參考にしている。

(6) 施觀民については、葉向高「中憲大夫廣東按察司副使龍岡施公僧配何恭人墓誌銘」(『皇明文海』卷一一四所收)に以下の如くに誌されている。

先生、諱觀民、字子我、別號龍岡、福建龍田人……轉守晉陵……郡人益鵠服、政警爲江南諸郡最、乃尤大得士人心。下車之始、關龍城書院、拔郡士之秀異者、講業其中、置田爲資、旬課月試、切劑如師父、士心大奮。……先生既政成、適主爵貴人、過郡以逢迎疏節賺先生、轉備兵海南。阿者復中以郡事、奪其官。晉陵士民、既深惜先生去而冤其被奪、莫不隕涕。

(7) 『萬曆邸鈔』第一冊八一ページ、萬曆七年己卯春正月の條。

吏部題復、參究文武不職官員大肆暴貪等事。奉旨、施觀民原劾贖私狼藉、不止科斂民財、私糊書院一節、明係勸官私庇容隱、獨以一事坐罪、姑依擬、著革了職、冠帶閑住。其所糊書院并各省直有私建的、著遵照皇祖明旨、都改爲公解(解)衙門、田糧查歸里甲、再不許聚徒遊食擾害地方……。

(8) 『武進陽湖合志』卷一一 學校志はこの間の事情を以下の如く傳えている。

張江陵居正當國、惡天下議己、拆毀各省書院、地遂淪於民。三十一年郡守歐陽東鳳贖地建祠、避其名曰先賢祠……。

なおこの龍城書院について、薛應旂が「龍城書院記」(『武進陽湖合志』卷一二所收)を書いている。薛應旂は顧憲成の師に當る。この龍城書院が張居正の手によって閉鎖止むなきに至ったことについては、顧憲成も大いに關心をもっていたことと思われる。

(9) この他顧憲成にはこの經正堂における講義を記録した「經正堂商語」があり、高攀龍も亦たしばしば經正堂に赴いて講學したことは「高子年譜」萬曆三十六年、三十七年、三十九年、四十四年の記載によつて知ることができる。

(10) 拙稿「東林黨考——淮撫李三才をめぐる——」(『東方學報』五十二冊)

(11) 錢春の傳については『明史』卷三三二錢春傳參照。

(12) 『萬曆邸鈔』はしばしば『萬曆疏鈔』と混同せられることがあつたらしい。たとえば董漢儒の「錢啓新先生龍記序」には「公幼嫻于字義、兼長詩賦。其習文若詩者見以爲才士、膾炙慮陵

之政者、見以爲循吏、誦萬曆疏鈔者見以爲直臣、及與稱鄉後進者見以爲善人君子」というが、この『萬曆疏鈔』はあきらかに『萬曆邸鈔』であろう。

(13) 錢人麟(一六八九—一七七二)字は服氏、鑄菴、借翁。明の掌故に詳しく、嘗って東林黨人を希聖・慘忠・殉國・偉望・秉正・附黨・罹禍・避澗・晚蓋・變節の十のランクに分ち、その事跡を記そうとしたが、完成しなかった。そこで籍貫、資望、爵位、黨錮などを五表にまとめたというが、いずれも現存しないようである。錢維城『茶山文鈔』卷一二に行狀があるというが、見るを得なかった。

(14) 『明季社黨研究』の目次を参考までに掲げておく。

- (一) 東林黨人榜考證
- (二) 東林點將錄考異
- (三) 東林著述考
- (四) 明季應社考
- (五) 明季杭州讀書社考
- (六) 明季登樓社考
- (七) 明季桐城中江社考
- (八) 幾社始末

(15) 註(10)の舊稿の訂正をかねて一つの例をあげると、私は李三才の『漕撫小草』は既に失なわれたものと考えていたが、これについても朱俊は註(14)、(15)に於てこの書物はすでに散佚したといわれていたが、家君の藏書中にはたしかにこの書物があつたことを注記している。

(16) 註(14)同書一八ページ、五三ページ。

(17) 同文庫の御厚意で私どもの人文科學研究所も影印の機會を得たのであるが、この機會に記して感謝の念を表わしたい。

(18) これについては、馮從吾「朝政當修乞勵精以圖萬世治安疏」(『萬曆疏鈔』卷一)のなかで次のように述べている。

臣見前歲皇上禁止章奏、非奉聖旨不許傳布。臣意、皇上不過以爲臣下章奏多有不識忌諱者、恐一傳布則天下傳誦其章奏、必議及於皇上之舉動、故姑留中以泯其跡耳。不知今日諸臣來朝而皇上猶然靜攝、其紛紛議論、視其章奏所傳、更孰多寡乎。一人之舉動、四海之觀望隨之。豈在章奏之傳不傳也。欲以泯其跡而反以彰其過、豈皇上未思及於此耶。

(19) 王元翰には、彼の奏疏・文章を編集した『凝翠集』があり『雲南叢書』のなかに收められているが、これには邸鈔の禁止を上奏したものがふくまれていない。

(20) 吳亮「封戶部主事松巖吳公墓誌銘」(『止園集』卷十八)

余林居多暇、每與錢侍御若木(錢春)、揚推毘陵人物、自秦伯開吳以迄今茲上下三千四百餘載、表章六百七十餘人、作毘陵人品記、志仰止焉。

(21) 但し必らずしもそのような場合だけでないことは彼の弟吳元が東林と反對の立場に立つて『吾徵錄』を書いたことによつて知られる(『明史』卷二一九吳中行傳附吳元傳)。

(22) たとえば「邪正紛紜安危關係疏」(『止園集』卷八)。

(23) 邸鈔が始めて活板になったのは、崇禎十一年以降のことであることは顧炎武「與公肅甥書」(『顧亭林詩文集』五八ページ)に、

憶昔時邸報至崇禎十一年方有活板、自此以前並是寫本……

とあることよって知られるのだが、吳亮の行なったマスブリントがどのような形で行なわれたのか、明らかでない。やはり活版だったのではなからうか。

(24) 吳亮「先太宜人狀」(『止園集』卷二十)によれば、彼の母は嘉靖庚子(一五四〇)の生れで逝去の時、享年七十二才であつたという。これから計算するならば、萬曆三十九年(一六一一)に逝去したことになる。恐らくこの年に彼は任を離れたのであろう。

(25) 「東林同志録」は「點將録」の缺を補ならべく崔呈秀によつて作成されたという。『酌中志餘』に収録されている。

(26) 吳亮「增修毘陵人品記序」(『止園集』卷十六)

不肖讀古菴公(毛愆)人品記而後知公之垂訓弘貽謀遠也……十五年前、歐陽郡侯擬修府誌、屬光祿涇陽顧公、品隴人物、誌未就。於是、有桑梓錄存簡中、大都倣古菴公之意、補其未備、續其未來……又且合同志諸賢、討論商確、草數易而後定。未嘗師心自用沾沾局一隅之見也。